

介護保険サービス利用時の 渡船運賃を助成します

六連島または蓋井島に居住する要介護者・要支援者の方が、介護サービスの提供を受けるために下関市渡船を利用する場合、訪問介護サービスは渡船運賃の全額、通所介護サービスは渡船運賃の半額を助成します。

・対象者

六連島または蓋井島に居住する要介護者・要支援者

・対象となる介護サービスと助成割合

訪問介護サービス

※いずれも介護予防を含む

- ・訪問介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション

など

渡船運賃の全額を助成

通所介護サービス

※いずれも介護予防を含む

- ・通所介護(デイサービス)
- ・通所リハビリテーション
- ・ショートステイ

など

渡船運賃の半額を助成

※ 離島居住者の割引が適用される場合は、割引後の金額が助成対象となります。

注意

- ・助成を受けるためには、あらかじめ申請が必要です。
- ・交付された助成証を、乗船時に提示してください。



問い合わせ・申請先

下関市 介護保険課 給付係(市役所西棟2階A5番窓口)
083-231-1139(直通)